

論 説

十九世紀中葉におけるドイツ 商法学界の趨勢

服 部 栄 三

[1] 序 説

ドイツの近代商法学は、十九世紀中葉ハインリッヒ・トエールによつて突如として開花した。やがてそれは、レーヴィン・ゴールドシュミットにバトンが渡されることによつて、ドイツ商法学は近代商法学の王座をフランスから奪い、その後永く世界商法学界に覇權をとなえた。⁽¹⁾ この興隆は、勿論十九世紀初期における歴史法学の成立とそれに基くドイツ法学の隆盛に因るところが少くないと思われるが、それにしても、少くともトエールの出現は全く颯爽たるものがあつた。まさに巨星の輝きに群星その存在を失うの感なきをえない。しかし学問における英雄崇拜は、これを慎まねばならない。徒らにトエールの偉大さに感歎して群星の瞬きを忘れるとすれば、それは夜空の眞実を捉えたものということができないであらう。これ、ここにトエール周辺の商法学の群像を描き出さんとする所以に外ならない。

(1) この間の事情は既に、拙稿・ドイツ商法學の樹立者としてのハインリッヒ・トエール・同志社法學一〇號(昭和二六年)、及び、商法學者ゴールドシュミット素描・同一九號(昭和二八年)、においてやや詳しく述じた。

〔2〕 アイネルト (一七八七—一八五五)

アイネルト^(一)はドイツ手形法學を近代的水準に高めた。彼は一八一四年以降 „Meditationum ad jus cambiale Specimina“ (手形法に關する備考) と題するハラハ語の論譜文を書か、また一八三八年 „Das Wechselrecht nach dem Bedürfnis des Wechselgeschäfts im 19. Jahrhundert“ (十九世紀における手形取引の必要に基いた手形法) を著した。彼以前に十九世紀初期において手形法を研究した学者も少くなく、例えばトライチュケ (G. K. Trietschke)、ダニエルス (H. G. W. Daniels)、ベンダー (Bender)^(二)などを挙げらるが、彼等の研究成果は十八世紀末ブッシュ (Büsch) やマルテンス (Martens) によつて既に到達されたといふを余り出でなかつた。これに対しアイネルトは、トヨタシヨウヤマルテンスに直接依拠しないむ、遙かにその水準を抜き、手形法學を飛躍的に發展せしめた。

彼は手形の經濟的機能から出發し、その法律構成の重點を証券においた。即ち一種の私的紙幣としての手形の性質に立脚して、手形の貨幣価値を直接に証券の中におき、手形を金券として取扱つた。彼によれば、國家が紙幣、即ちその占有者において任意に固有の貨幣と兌換しうる貨幣の代用物を発行することができる同様、名士、殊に商人階級の名士もまた、現金への兌換が一定の時になされることを保証されすれば、紙幣を創造しうる。かくして手形は私的紙幣として振出人の単獨行為によりて創り出され、例えば売主が売価の額において買主宛にそれを振出することによつて、売主には支払がなされ、売主の債権は弁済されて消滅してしまう。このため手形は、その實質的基礎から引かれられ、その原因關係及び対價關係から遮断された新しい抽象的な債権を生み出す。振出人はその署名によりて、直接の相手方に対するのみならず、後者全員に対して一方的の支払約束をなすとともに、各手形権利者の権利は前者に関する人的抗弁から獨立していふ。

彼のこの理論、所謂貨幣説は、経済的把握に重きをおねがひ、手形と貨幣との類似性を誇張し、両者の間に存する本質的相違を看過したものと認めねばならないが、それが後にクンツの所謂創造説 (*Kreationstheorie*⁽⁴⁾) に受け継がれたことから窺われる如く、手形の流通性を明確にし、手形の法律的問題を真に近代的な意味において提出した功績を有する。手形に関する個々の諸問題は、彼の理論において統一的に解決され、しかもその解決は、以前の粗雑な売買説又は委任説に較べて、極めて妥当である。かくして彼の理論は、その後の學問及び立法の發展に対して新しい地盤を確立したものと認めなければならぬ。

一八四七年以後彼は、手形に関する彼の根本觀念を昔のローマ法に移し、ローマの証書契約の本質及び形態を究明するに力をそそいだ。⁽⁴⁾ 即ち近代的手形理論から演じローマの証書債務の本質を探り、後者をもつて商人的信用証券の一種と考えたのである。

(一) カール・トイネルト (Karl Einert) は、一七七七年一一月三日、法律家であり市長であるクリスティアン・トイネルト。
トイネルト (Christian Gottlob Einert) の娘のヒュイペラ・トイネルトに生れた。一八〇一年辯護士、一八〇七年法學博士、一八一六年法科大學教授、一八二八年商事裁判所長官、一八三五年法務省顧問としてザクセンの手形條例の草案の起草に從事する。一八四三年シッベテン上級控訴裁判所の副長官、一八四七年の資格においてザクセン王國の代表者としてライプツィヒの手形法學會に參加、最後ビライハーフ控訴裁判所長官。一八五五年一二月一日退職。

(二) G. K. Treitschke, *Handbuch des Wechselrechts*, Leipzig 1824; ders., *Alphabetischen Enzyklopädie der Wechselrechte und Wechselgesetze*, 2 Bde., Leipzig 1831; H. G. W. Daniels, *Grundsätze des Wechselrechts*, Köln 1827; Bender, *Grundsätze des deutschen Wechselrechts mit Berücksichtigung der Gesetzgebung und Wissenschaft des Auslandes*, Darmstadt 1828 (これが彼の *Grundsätze des deutschen Handelsrechts* の第1巻となつた)。

右の二書の中、商法學者として、トライチュケがんのハナクロウヘルヒの特に有名である。彼は一七八三年一一月二十七日ヘルムバッハに生れ、一八二九年ライプツィヒ法學會會員、一八四五シムバッハ控訴裁判所判事、一八五五年他界。

ダニエルスは一七五四年一一月二八日ケルンに生れ、一七七〇年哲學博士、一七五五年ボンの権密法院 (Hofratsdikaster)。

ium) の辯護士、一七八〇年ケルンの控訴委員會 (Appellationskommissariat) 参照、一七八三年^(ア)大學の法學教授、一七八六年ケルンの田舎及政府顧問官、一七九二年権密顧問官及び^(イ)ケルン控訴裁判所判事、一七九八年ケルン新中央學校教授（當時ケルンはナポリヤンの占領下にあつた）。一八〇四年^(ア)破産院檢事となる。一八一七年^(イ)イタリア歸り、マルテンに赴いて権密顧問官、續いてケルンに新設された控訴裁判所の初代長官となる。一八二七年三月二八日他界。著書による「手形法釋義」の外、*Sammlung gerichtlicher Akten und anderer Aufsätze, 1790; Von Testamenten nach kurkölnischem Landrecht, 1791; Von Testamenten, Codicilen und Schenkungen auf den Todesfall nach kurkölnischen Landrechten, 1798* 等ある。^(ア)一八〇四年^(ア)ハノーフ^(イ)民法典を以て講義を継続した。

マンダーは一七九七年九月二九日フランクフルトに生れ、キーヤン^(ア)の法學を收め、一八一九年から一八二三年まで私講師として勤める。その後實務に入り、一八二三年キーヤンの帝室裁判所辯護士及び檢事 (Prokurator) として登録される。一八三一年^(ア)ハノーフ^(イ)・ヘン・マイン^(ア)に行き、ハノーフ^(ア)一八三六年^(ア)モダニ^(イ)モダニ^(ア)の辯護士として活動。やがて同市が關稅同盟に加入する^(ア)とし、彼は Zolldirectionsrat の名にて關稅監督局の監督官となる。一八五九年他界するモダニ^(ア)の職に留めた。彼の故郷に対する愛情及び自由主義的心情は大いに稱讃される。著書による外、*Grundsätze des engeren Handelsrechts, 1824; Der Verkehr mit Staatspapieren im In- und Auslande, Beilageheft zum „Archiv für die zivilistische Praxis“ Bd. 8 von 1925, 2. Aufl. 1839; Handbuch des Frankfurter Privatrechts, 1848; Handbuch des Frankfurter Zivilprozesses, 1854* 等がある。

- (ア) J. F. Kuntze, Deutsches Wechselrecht, 1862
- (イ) Über das Wesen und die Form des Literalkontrakts, Leipzig 1852.
- (ア) Über das Wesen und die Form des Literalkontrakts, Leipzig 1852.
- (イ) Über das Wesen und die Form des Literalkontrakts, Leipzig 1852.
- (ア) Über das Wesen und die Form des Literalkontrakts, Leipzig 1852.
- (イ) Über das Wesen und die Form des Literalkontrakts, Leipzig 1852.

〔三〕 ハーマー (一八〇九—一八八五)

ハーマー^(ア)は後に外交官及び政治家になり、やの大體を發揮したが、法學者及び法律実務家としても優れた能力を有した。最初^(ア)の活動分野は手形法に属するが、彼は一八四〇年、*Die Stipulation und das einfache Versprechen, eine zivilistische Abhandlung*（題名缺）と題された著書）を撰^(イ)、ヨーロッパの法源の研究に基いて、手

形法学に重要な貢献をなした。彼の出発点は、無方式な法律行為に対するローマの方程式行為の甚だしい固定性にあるが、本書においては、経済的実質的な債務と形式的な問答契約的債務との *Korrealität* (連帶) 関係に重点がおかれて、そこから手形を近代的問答契約と見る新しい手形理論の基礎が獲得される。その場合リーベは、アイネルトと異なりて、多数の手形関係者の間の法関係が、基礎にある債権と証券との二元主義の下に *Korrealobligation* (連帶債務) に類する仕方で規律せられるものとする。

リーベの右の理論は、アイネルトにおいて不明確であった実質的行為と形式的行為との対立を始めて純粹に把握したものとの齟められるが、それは、*Entwurf einer Wechselordnung für das Herzogtum Braunschweig, 1843* の理由書において一層明確且つ決定的に論述されている。何れにしても、リーベの見解は直ちに学界及び実際界において多くの人々により承認された。そのためライプツィヒで開催された手形法委員会に⁽²⁾ ブラウンシュワイク代表として参加したところには彼に多大の尊敬が払われた。⁽³⁾

- (1) リーベ (Friedrich August Gottlob Liebe) は、一八〇九年一二月一八日ブラウンシュワイクに生れ、一八二八年ゲッティンゲン大學入學、一八三一年最初の國家試験に合格、辯護士及び公證人となる。一八三六年第二回の國家試験に合格、一八三七年ウォルフスンブルッテル (Wolfenbüttel) の區裁判所試補、一八四一年ブラウンシュワイクの内閣書記官、一八四七年同樞密顧問官、一八四八年公使館參事官及び連邦議會ブラウンシュワイク代表者としてフランクフルトに赴く。彼のその後の外交官及び政治家としての活動は、制限的獨立性を保障された支分國家の立憲君主制の基礎の上に、プロジェクトを頂點とするドイツ統一國家を實現することに向けられた。ドイツ帝國の成立後は、彼は連邦議會においてブラウンシュワイクを代表し、優秀な博識の政治家としてドイツ憲法及び立法の完成や帝國の司法及び財政問題に深く關與した。一八八五年四月九日他界。
- (2) この委員會は一八四七年一〇月二〇日に開催され、ドイツの統一的な手形條例を制定することを目的とした。即ち當時ドイツにおいて五六にも及ぶ手形條例が存在し、而もその中には内容の古くなつたものも相當あり、取引上の不便はこの上もなかつたので、統一手形條例の制定が急務とされた。そこで、「プロイセン政府の作製した新手形法の草案 (一八四五)」を、その今後の審議及びその最終的確定のために、他の同盟政府に傳えるという依頼がプロイセン政府になされ、またこの草案が同

盟諸州の共通の手形法の基礎として利用され、その共通の手形法の起草のために法の専門家及び商業界の有識者によりて構成され且つあらゆる同盟政府によりて代表者の送られた特別委員會が設けられるべきである」という一八四六年の關稅同盟總會でのゴルテンマルクの提案に基いて、右の手形法委員會が構成されたのである。この委員會には三〇人の各州代表者が参加した。會議では、ビシコフ (Bischoff) の起草にかかるプロイセンの草案が審議の基礎とせられたが、それはプロイセンの政治的實力ということの外に、その草案が簡潔であつたこと、また特に、その草案が折衷的妥協的内容のもので他の政府の同意が得られ易かつたことに原因を有するのである。しかし、リーベの起草にかかるプラウンショワイク草案、アイネルトの起草にかかるザクセン草案、トヨールの起草にかかるメクレンブルクノ草案にも多くの注意が拂われたのは、今までもなにかくして同年一二月九日統一手形條例の最終的內容が確定された。

(3) 統一手形條例成立前は手形に關する論争が活潑に行われ、その成立後も依然としてそれが繼續されたが、表面的な華々しさは大分消えた。既に本文で述べた如く、アイネルトは一八四八年以後單に間接的な形での論争に參加したが、リーベも匿名で自説を開陳したにすぎなかつた。即ち一八四八年プロックハウスから *Einleitung und Erläuterungen zur Wechselordnung* (所謂 „Brockhaussche Erläuterungen“)¹⁾ が刊行されたが、その著者がリーベなることは、その最初にプラウンショワイクの草案の理由書が印刷されたふるいから明かである。

〔4〕 ルール (一八〇七年一八八四年)

ルール^(一)は、ドイツ近代商法學の樹立者として、十九世紀中葉のドイツ商法學界の巨匠である。アイネルト及びリーベの研究が手形法の分野に限られていたのに対し、ルールは商法全体を論じ且つ究めた。

彼は先づ一八三五年 „Der Verkehr mit Staatspapieren aus dem Gesichtspunkte der kaufmännischen Spekulation mit Berücksichtigung seiner juristischen Natur“ を著し、國債に關する取引を、法學的考察をなす前提として、商人的觀點から純粹に分析的な方法で考査した。複雑にして理解に困難な國債取引關係が全体として非常に明確に説かれているが、彼は、この問題の法學的考査に際し法學者は、通常的なものと必然的なものを區別し、外部的

現象と真実の本質とを見分けるために、法律的判断に必要な知識だけを獲得すべきであつて、商人の意見や見解に左右されはならないとした。一般的にいつて本書の法学的部分は、なお未熟な点があり、それ程優れたものとは認められないが、考究の建て方や議論の進め方などにその優秀な能力の片鱗がうかがわれるのである。

次いで一八四一年大著 „Das Handelsrecht“ の第一巻が公刊された。⁽²⁾ 本書は、次に述べられる第二巻とともに、近代ドイツ商法学の基礎を確立した劃期的な著作であるが、ここにおいて彼は、ローマ法とリューベックの上級控訴裁判所の判決集とから、分析的演繹的解釈論的方法によつて商法を論じた。従つてそこには概念とか定義とかが目立つてゐる。本書全巻が定義の連續であるといつても過言ではなく、無数の定義が陳列棚の商品の如く美しく整然と並んでゐる。その定義は法現象や法規定の帰納的研究によつて獲得せられた結果として説かれているのではなく、むしろその逆に定義から個々の法規定が演繹的に導き出されるのである。勿論彼としても、帰納的方法を全く無視し、使用しなかつたわけではない。事実本書は、右にも触れた如く、リューベックの裁判所の判例集の実証的研究の成果でもあつたのである。しかし帰納的な方法は彼の本質に属しない第二義的なものにすぎなかつた。経験的事象は原則や概念を獲得するための單なる素材であり、問題はむしろ、その概念や命題を演繹的に展開し、個々の具体的な法規定を分析的に導き出すことになつた。それはかつてローマの法学者が実践したと同じ方法であり、その意味においてトヨールの方法は、ローマ法学的方法であつたと評することができるが、ローマの法学者がある命題からいわばカズイスティッシュに個々の法規定を論じたにすぎなかつたのに反し、彼はその命題を他の概念や原則と結び合わせて統一的な体系を作り出したのであつた。従来の商法学においては商行為やその法関係が単に記述されるに止つたが、彼はそれを概念的に規定し、論理的に発展させた。その際、その把握が確実であり、また基礎づけが明快であつたばかりでなく、あらゆる可能な場合が慎重に論じられた。かくして全く新しい商法学体系が樹立せられた。ゴールドシュミットの言葉を借りるならば、本書によつて「厳密に法学的な地盤及び正しい方法が商法のために永久に獲得せられた」。⁽³⁾

「商法論」の第一卷即ち „Das Wechselrecht“ が著されたのは、一八四七年であった。トヨールの本質が右の如く論理的演繹的方法にありたとすれば、それはこの第一卷の「手形法論」において遺憾なく發揮せられた。蓋し、手形法は技術的な商法の中でも最も技術的なものであり、合理的精神によつて貫かれてゐるからである。かくしての「手形法論」は比類なき傑作として、近代解釈法学の最大收穫の一つとなつた。彼は手形行為一般を *Summenversprechen* (定額約束) として、また特に裏書を古い手形と同一内容を有する新しい手形として規定し、この根本原理から純粹に演繹的な方法で個々の問題を論じた。即ち彼によれば、手形約束は債務約束ではなくて、原因關係の如何を問わない単純なる金額支払の約束であり、而して手形より生ずる権利を有するためには手形を所持することが必要であるから、手形約束の成立には手形の授受がなければならない。従つて手形約束は、当事者の意思を伴う手形の授受即ち交付契約によつて完成するものである。トヨールのこの見解は、アイネルトの理論の正しい評価と批判の上に、リーベの理論を法學的に一層推し進めたものと認めらる。とああれ、この三者によつて近代手形法學は完全に基礎づけられたものといわねばならぬ。

「商法論」の第三卷は、かなり遅れて晩年の一八八〇年に、„Das Transportgewerbe“ (運送業法) として刊行された。論理的演繹的方法はいににおいても依然として鋭敏を示してゐるが、第一卷及び第二卷に比して、第三卷はそれ程劃期的なものとは認められない。トヨールは本書において、ドイツの諸鉄道事業の一連の業務規定が商法典の強行法規に違反して無効であるといつて其論に到達してゐる。⁽⁴⁾

なお商法以外の分野であるトヨールは出著の『手形法論』を著してゐる。即ち一八四六年の „Volksrecht, Juristenrecht, Genossenschaften, Stände, Geneines Recht“ (民衆法・法曹法・ゲノッセンシャフト・階級・普通法) 及び一八五一年の „Einleitung in das deutsche Privatrecht“ (ドイツ私法序説) である。前者は、かの有名なゲルマン法学者ベーゼラー (Beseler) の „Volksrecht und Juristenrecht, 1843“ に向ひられた烈しい批判の書であつた。后

激昂・憤慨の書とでもいうべきものであつた。ベーゼラーは右の書物において、法及び法發展の民衆性ということを説き、素人裁判官に賛成して専門的法知識に反対したが、それはトエールにとって許し難いことであつた。ベーゼラーの説く諸概念の不明確さや不完全さも、トエールにとって我慢できなかつた。ベーゼラーは厳密な「概念」の代りに不明瞭な「表象」(Anschaauungen) をもつて論を進め、「すべての法を法曹階級の全く不合理な意見に委ねるのみならず、個々の法律家の感情や恣意にさえ引渡す」といつて、繰返し、ベーゼラーを非難した。ともあれこの論争の中には、方法論或は世界觀の対立がはつきりと示されていることが注目せられる。即ち具体的経験的歴史的な思惟方法と抽象的論理的概念的なそれとの対立である。この問題の検討及び論争の正しい評価に深入りする余裕がないのが残念であるが、相手方の矛盾や不分明な点を探り出して確証する技術のすばらしさ、また生半可な素人くさい知識や一般的うけのするハッタリ的議論に対する徹底的な反感のはげしさという点で、トエールの右の著作はわれわれをして驚歎せしめるものがある。温厚の士トエールがかくも憤激したのは、余程腹にすえかねるものがあつたわけであろうが、われわれは彼の学者的良心の厳しさに心打たれる感ぜずにはいられない。

後者の「ドイツ私法序説」は第一部の「歴史的部分」と第二部の「理論的部分」から成るが、何れも講義をまとめたものである。第一部はドイツ法の法源及び証拠を歴史的概観的に数えあげたもので、學問的価値は余りない。第二部は本書の標題に反して、私法学一般の序説、否むしろ、法律的學問論の原理が取扱われているが、多くの点において優れた獨創的見解を示している。一八四六年の著作でベーゼラーに反対して述べたところが、本書において再び実証的に論じられているが、更にザヴィニー・ヤ・プフタに対する反対意見も説かれている。単に定義を与えるにすぎない法規と権利を与える法規、厳格法と衡平法、普通法と一般法などの区別が明確且つ厳密に論じられ、また法源としての学説法の発見や国際私法の問題が説かれていることも、注目に値する。総じてこうした基本問題の取扱いにおいて当時全盛を極めた歴史学派に反対し、恰もそれを無視するかの如く論じているのは、ある意味において確かに印象的

(15)
である。

以上の敍述から明かな如く、トヨールの本質は演繹的論理的概念的方法にあつた。彼が判例集などから帰納的方法によつて問題を論ずる場合においても、それは単に準備的操作にすぎないのであつて、彼の本領は、それによつていわば直観的に得られた概念や命題から個々の法規や概念要素を論理的演繹的に展開するところにあつた。而もその概念や定義は全く正確且つ適切であり、従つて彼が新しく構成した概念や用語は多くの人々の採用するところとなつた。要するにトヨールは稀に見るその鋭い悟性によつて複雑多岐な法現象の中から適確にその中心概念を捉え来て、それをその諸要素に分解し、それとともにその概念にその場所を与えて、もつてドイツ商法學を体系化し、その近代化を完成した。彼によりて商法學は眞に學問として成立したといふことができる。

(1) ヘンリヒ・トヨール (Heinrich Thöl) は一八〇七年六月六日リューベックに生れ、一八二六年法律の勉強のためにライプツィヒ大學に入學。やがてハイデルベルヒ大學に轉じ、こゝでティボー及びミッテルマイアの影響を強く受けた。一八二九年七月そひを卒業し、同年一二月ケッチャンゲンの私講師、一八三七年五月員外教授となる。一八四二年ロストックの正教授として招聘されたが、一八四九年再びケッチャンゲンに戻り、そこで一八八四年五月一六日の他界に至るまで過した。

トヨールといひては、拙稿・前掲同志社法學一〇號一六三頁以下、同・トヨールの商法論について・商法の基本問題 (田中先生還暦記念) 一一九頁以下によつて論じたるや、詳しく述べそれに譲る。なおトヨールに關する文獻としては、Gareis, in Buschs Archiv für Theorie und Praxis des HR. Bd. 46, S. 5ff.; Ehrenberg, in ZHR., Bd. 31, S. 564ff.; F. Frendorff, in der A. D. B., Bd. 38, S. 47ff. などがある。

(2) 本書は、一八五〇年、一八五四年、一八六一年、一八七五年、一八七九年と數回にわたつて版を重ねた。一八七五年の第五版においては、所謂ドイツ舊商法が論述の基礎におかれ、全面的に書き直された。一八六二年には舊商法は既に成立していたが、第四版では舊商法は單に外面向てのみ顧慮されてゐるにすぎなかつた。それは、一八六二年においては彼が舊商法を普通法 (gemeines Recht) と服すべき單なる一般法 (allgemeines Recht) と認めたためである。ところや一八七五年には舊商法は普通法となりたのである。一八七九年の第六版といひて見れば、第一版に較べて節にして約七倍、頁数にして約四倍近くに増えてゐる。そうして第一編商、第二編商人、第三編商品、第四編商行爲という編別を示してゐる。その詳細については、拙稿・

前掲田中記念論集参照。

- (3) Goldschmidt, ZHR. Bd. 1 S. 17 = 指譯・ルイ・商法の學問的取扱及び「全商法雑誌」の目的について・同志社法學一八號(昭和二八年)一一六頁。詳しく述べ、「ルールの『商法論』においては、經濟的觀點は、殆んど徹底して、非常に明敏にして眞に法學的な演繹の基礎とせられている。また彼は、この法學的演繹に際して、如何なる先輩よりも慎重に全ヨーロッペの諸資料を顧慮するが、常に實定的ドイツ普通法の立場を固く主張する。それ故に彼は自己の武器をできる限りヨーロッペの法源から借りてくる。彼こそ商法のためにローマ法源の富を發見した最初の近代人である。その研究の明快さ・慎重さ及び深奥において、また思想及び表現の簡勁さにおいて、彼はわがドイツ法科學の巨匠の何れにも退けをとらず、法學的形成能力においては多くの人に優つてゐる。……彼によつて嚴密に法學的な地盤及び正しい方法が商法のために永久に獲得せられた。但しそれが、ローマ的方向又は近代的方向、解釋的方向又は歴史的方向、の何れにより多く傾くべきかは問題となり得るし、また各學者の個性に従つて違つたように答えられ、また取扱われる對象の形態によつて違つたように答えられねばならぬ。」
- (4) この結論に對しては、ハールシュタットが反対の有効論を支持し、兩者の間に烈しい論争が闘わされた。即ち ZHR. Bd. 26 S. 606 ff. とおこしハールシュタットが有効説を探り、これが對してルールの最後の著作 *Handelsrechtliche Erörterungen*, 1882 とおこし自説を擁護したが、ハールシュタットが反対の有効論を支持し、兩者の間に烈しい論争が闘わされた。即ち ZHR. Bd. 28 S. 441 ff. や再びこれを批判した。ハールシュタットの論争によると、ハールシュタットは歴史的研究の缺如を非難し、ルールの論理的演繹的方法を「解釋論的孤立化方法」、「dogmatische Isolierungsmethode」 と譏諷した。たゞこの論争には第三者であるラーベントも強い關心を示した。
- (5) 以上の外ルールの著作として次の如きがある。即ち「*De verbi an ordre cambiis vel indossamentis inserti vi atque effectu*, 1829 (手形の裏面文句と手形又は押入された裏書の效力及び效果); *Ausgewählte Entscheidungsgründe des vier freien Städte Deutschlands*, 1857; *Zur Geschichte des Entwurfes eines allgemeinen deutschen Handelsgesetzbuches*, 1861; *Praxis des Handelsrechts und Wechselrechts*, Heft 1, 1874; *Aktienunrecht, Präklusion der Aktionäre der Magdeburg=Leipziger Eisenbahngesellschaft*, 1877; *Theaterprozesse, ein Wort zugunsten der Dichter und Komponisten gegen Ansichten des Reichsoberhandelsgerichts zugunsten der Theaterunternehmer*, 1880 などである。
- (6) ハールシュタットの論争によると、ルールをキルヒルフ (Kierulff) の批判する所 (ZHR. Bd. 33 S. 499 参照)。實質上

トヨールはキエルルフに一番近かつたことは事實であるが、實際にキエルルフの影響が存在したか、或は本當の意味においてトヨールはキエルルフの弟子と認めうるかという點については問題がある。ランツマルクは次の理由でこれを否定している(*Landsberg, Geschichte der deut. RW. III 2 Noten S. 273*)。即ち、キエルルフはトヨールと全く同年輩であり、それが教えたことのあるキール及びロストックの兩大學にはトヨールは學んでいない。更にトヨールが商法論第一卷の序文で感謝しているリューベック上級控訴裁判所の長官は勿論キエルルフではなく、ハイゼ(Heise)である。而もトヨールがリューベックの裁判所の判例を勉強したのは、一八三六年のことであり、それはキエルルフの書物の出版に先立つこと三年であった。從つてキエルルフのトヨールに對する影響といふものは、全く疑問である。なおキエルルフについては、一八〇六年一二月九日シヨレスウイヒに生れ、キール及びミュンヘン兩大學に學び、一八三一年キール大學で法學博士號をとり、一八三四四年そこの員外教授、一八四二年同正教授となる。一八四二年ロストックの正教授として招聘され、一八四三年その上級控訴裁判所判事、一八五二年同副長官となる。同年末にリューベック上級控訴裁判所に招かれ、ハイゼの跡をついで、同裁判所が一八七九年消滅するまでもその長官として在任した。一八九四年七月一七日他界。彼の著作としては、*Theorie des gemeinen Zivilrechts, 1839; Sammlung der Entscheidungen des Oberappellationsgerichts Lübeck, Bd. 1-7, 1866-74* があるが、彼の學問的名聲は勿論一八三九年の著作に専ら負つてゐる。

〔5〕 ルノー(一八一九—一八八四)

トヨールは、偉大な商法學者であり、また永年にわたつて多数の學生の教育にあたり、彼の講義を聴いた多くの者も彼の講義を感謝と懷しみの念をもつて回想しているのであるが、それにも拘らず固有の意味の学派といふものは形成されなかつた。しかし彼の影響をかなり受けているとか、學問的方法が似通つているとかいう広い意味の学派については、トヨール学派といふことをいつても怪しむに足りないであろう。これに屬する者として、ルノー、ハーン、クンツェ、更にブリンクマン^(一)といつた名を挙げることができるであらう。

ルノー^(二)は非常に博識な學者であり、その活動分野はドイツ私法・商法・民事訴訟法・法史及びフランス法と廣汎に

わたりてゐる。事実、一八四三年から一八四七年にかけてゲルマン法、特にスイス及びフランスの法史に關する一連の論文を發表し、また一八四八年優れたドイツ私法の教科書 „Lehrbuch des gemeinen deutschen Privatrechts“ の第一卷(但し第二卷だけしか表われなかつた)を著し、更に一八六七年標準的な民事訴訟法の教科書 „Lehrbuch des gemeinen deutschen Zivilprozessrechts mit Rücksicht auf die neueren Zivilgesetzgebungen, 1867, 2.¹⁾

Aufl. 1873“を著した。しかし彼の研究の本領は商法及び手形法にありたるものと認めなさればならない。

ルノーヴ、右に述べた如く、法史或は法の歴史的考察に關する論議が深かつたため特筆のやう、商法の研究における彼の方法はむしろローマ法的解釈法学的であり、また厳格に演繹的方法によつた。この点において彼は全くトヨールの跡を追つゝものと認められる。ただトヨールと異なるところは、ルノーがフランス法を大いに参考し、またトヨールの論じなかつた細部問題を取扱つた点に存する。彼は一八五四年に、新統一手形条例を基礎として手形法の教科書 „Wechselrecht“ (2. Aufl. 1857, 3. Aufl. 1868)⁽⁴⁾ を著し、また手形及び無記名証券に関する多くの論文を發表した。次いで新統一商法典⁽⁵⁾の成立を機として、その基礎の上に各会社形態に關する包括的な書物を次々と著した。即ち Das Recht der Aktiengesellschaften, 1863~73, 2. Aufl. 1875; Das Recht der Kommanditgesellschaften, 1881; Der Entwurf eines Reichsgesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften, Artikelfolge in Buschs Archiv, Bd 35 (1884) がそれである。⁽⁶⁾ これらの論述は必ずしも複雑多様な会社法的諸現象をよへ統一的原理に服せしむ、よりて近代会社法學に確固たる基礎をおこした。われわれが近代会社法を體やるに至つて先づ最初にルノーの書物を體がねばならぬ所では、それが何よりも甚である。

(一) ブーン及びクンラヒウムは後にホーリーリード、カラハニクマハ(Karl Heinrich Ludwig Brinkmann)は一八〇九年ハンブルグで生れた。少しあくやいで辯護士をしていたが、一八四六年ハイデルベルクの商法・手形法及び海法の私講師となる。一八五五年比較的若くして他界。彼の學問的活動としては、一八四七年 Das Recht der Gewohnheit im Handel

(商事における慣習法) と題する特別研究を發表し、また後に H. Endemann (Endemann) による完成された大著 *Lehrbuch des Handelsrechts, 2 Bände, 1853-1860* を書いた。その外、雑誌 „Kritische Zeitschrift für die gesamte Rechtswissenschaft“ の共同創刊者となり、この雑誌に多くの論文を執筆した。たゞ Brie, in A. D. B. Bd. 3, S. 333 参照。

(iv) たゞ、一八六五年 F. B. Busch が自ら創刊され、一八七六年以後 H. Busch がより繼續された商法雑誌 „Archiv für die Theorie und Praxis des allgemeinen deutschen Handels- und Wechselrechts“ は、ハーレムにて『シテの商法雑誌 „Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht“ と競抗する形となつた。それは本質的にトロールの立場に立つものと認めた。やがてこの雑誌の創刊者は、即ち H. Busch は、一七九七年八月一九日トルンシャタウにて生れ、イヒナ及びライプツィヒで學び、やがて Haubold の影響を受けたが、それから故郷で行政官及び司法官となる。一八四二年アルンカータウの地方行政官會議 (Landeskollegium) の議長、一八五二年アイゼナッハにおけるチューリッヒ諸州共同控訴裁判所副長官、一八六一年選官、一八七六年八月一四日にして他界。彼は *Kommentar zu den Strafgesetzbüchern Sachsens und Thüringens, 1848* を書いた。また右の雑誌に多數の論文を載せた。

(v) ルヘー (Achilles Renaud) は、ハーンブルクノイゲナー派の貴族の出であり、一八一九年八月一四日ローランヌに生れた。彼の父が牧師として在り、またマルハンド教育を受け、やがて一八歳のとき高等學校を卒業した。大學はマルハ、ハイデルベルク、ベルリン、再びハイデルベルクへ移つたが、その際特にティボー、ザヴィエリー及びファンクロウの諸教授に訓育を受けることの大であった。ハイデルベルクで卒業試験を受け、半年間パリに留学し、やがてフランク法の一問題を取扱つた處女論文を書いた (《La mort civile》, Paris 1843)。そのためマルの私講師として招請を受け、半年後にはやがて員外教授となりた。一八四八年ギャン大學の員外教授となり、一八五一年セルシュタット (Morstadt) の死後ハイデルベルクに赴き、一八八四年五月五月他界するまことに留つた。一八七三年から七九年までハイデルベルク大學の代表としてベーレン上院議員であつた。彼の講義は、非常に教え方が巧みであるところ評判を得たが、そのため彼は、ハイデルベルク大學の名聲を久しきにわかつて維持した人々の一人に数えられる。更に彼は、争われじふる法律問題の取扱及び判断において名人であつた。即ち彼はハイデルベルクの評決會議 (Spruchkollegium) の解散に至るまでは指導し、また非常に重大且つ困難な多くの訴訟における無數の意見を書いた (Rechtliche Gutachten, in 2 Bänden gesammelt und herausgegeben von Hergenhahn, Mannheim 1886 組監)。たゞルヘーは題する文選もこれ、Hergenhahn, Über Renand als Lehrer, Gelehrten und Menschen, A. D. B. Bd. 28, S. 203ff.; Buschs Archiv für Praxis und Theorie des Handelsrechts Bd. 46, S. 1ff.; Hecht,

ZHR. Bd. 31, S. 589 ff. がある。

(4) これは一八七四年イタリ一語に翻譯された。

(5) 破産の手形關係に及ぼす影響、第八三條の利得償還の訴、支拂欠缺の抗辯などの問題を論し、また *Zeitschrift für deutsches Recht* Bd. 14, S. 315 ff.; *Kritische Überschau* Bd. 5, S. 396.; *ZHR*, Bd. 1, S. 461 ff. に點記名證券と署名の本研究

を載せた。詳細は Hecht, in ZHR. Bd. 31, S. 586 ff. 参照。

(o) 三四〇六〇 Das Recht der stillen Gesellschaft und die Vereinigung zu einzelnen Handelsgeschäften für gemeinschaftliche Rechnung, 1885 年、彼の死後、ラバン (Laband) によって編纂された。

〔6〕 ハーン(一八二三—一八九七)

ハーンは何よりもドイツ旧商法に関するコンメンタールの著者として有名であるが、彼が学者として最初に表われたのは、一八五三年の著作 „Über den prinzipiellen Unterschied zwischen den römischen und germanischen Rechtsprinzipien“ であった。これは、當時ローマの上級控訴裁判所判事であったカル・シム (Karl Adolf Schmidt) のローマ法とゲルマン法との基本的相違に関する書物に対する反駁として書かれたものである。此の書は、シムによるとは右の書物において、ゲルマン法が倫理的価値を有し、道徳及び宗教に対して多くの顧慮を払っているが、これに反しローマ法は宗教及び道徳から離れて全くの主觀主義に陥っていると説いたが、ハーンはこれに批判を加え、この見解が学問的に全く皮相のものであり、正当でないとした。即ちハーンは、ゲルマン法についてのみならず、ローマ法についても倫理的及び宗教的基礎を指示し、また法観念及び法生活におけるゲルマン法とローマ法の共通の個別現象を多数指摘した。

（一）の翻訳の歴史 „Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch,” 2 Bände, 1 Aufl. 1862 ~1867, Bd. 1 2. Aufl. 1871, 3. Aufl. 1877, 4. Aufl. 1894, Bd. 2 2. Aufl. 1883 が最も一般的なのが、1861年に

あつた。大法典であるドイツ商法が制定されたのであるから、コンメンタールが出るのを当然のじゆいえばそれまでであるが、ベーハのコンメンタールはその後のコンメンタールの走りをなすといふこと、トーレルの実証主義——それは歴史的帰納的実証主義に対し、論理的演繹的実証主義と見られる——の一つの果実とも認めうるのである。彼は個々の条文や問題をペダンティックに論ずるゝで満足せず、また法典理由書を無批判的に引用するところの態度を止めじなく、統一的全体的視点と觀察に基いて個別問題を論じ、商法上の各制度や各個の法規をその一般的命題に服せしめた。⁽³³⁾

(一) ベーハ (Friedrich von Hahn) は一八二三年六月七日ハンブルクにてヤン伯の侍女 Franz v. Hahn の子として生れた。イヒナ及びハイデルベルクで勉強をし、一八四六年八月にハイデルベルク大學を卒業し、一八四七年から一八七一年にわたりイヒナの法律の教師、また一八五〇年以降參審裁判所の陪席判事、一八六一年員外教授、一八六二年以降正教授。その後帝國上級商事裁判所の判事、一八七九年帝國裁判所に移り、一八九一年より Senatspräsident、一八九三年退職。一八九七年三月三日ライプツィヒ他界。彼は豊かな文献として、Rehbein, Deutsche Juristenzeitung, Bd. 2, S. 139ff.; Laband, ZHR., Bd. 46, S. 365ff.; Teichmann, A. D. B., Bd. 49, S. 705ff. などがある。

(二) K. A. Schmidt, Über den prinzipiellen Unterschied zwischen dem römischen und germanischen Recht, Bd. 1, 1853. 本書は第一巻だけしか出ださつたが、學問的には餘り價値のないものである。しかしローマ法に對する有り來りの批判が屢々簡単にこの書物からとて出されるところが極めて意味で、問題となる書物である。なお有名なブレーフのローマ法學者エスマルク (K. Esmarch) の譜文 Über römisches und germanisches Recht, in Kieler Monatschrift für Wissenschaft und Literatur, 1853 もまたこの「古い」の如きの書物に反駁を加えた。

(三) Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Bd. 3, Abt. 2, 1910, S. 637 は、ベーハのコンメンタールの次のように記述する。即ち、「實證主義の興隆とともに、ハイデルベルク文獻もまた隆盛となり、學問的實證主義の流行とともに、ローマ法の學問的權利 (Ansprüche) が意義と獲得する。されば最初單に個々の解釋や判例の寄せ集め或は全く同一の事件 (casus in terminis) の發見のための最も安易な道ではなく、少くとも外と、歸納的に利用するべき資料の貯蔵、やむを得ないせんれを越えて、整理、一般的序説、補説或は批判的敍述などを回遊してクラウディウス

シルな説明をひらく。ブーンの商法典コンメンタールは、やがていのいとを現實に人の心をそそる方法でないといふ。しかし彼はキルルフ (Kierulff) ハーナーの學問的實證主義と現代の烈しいコンメンタール活動（少くともこれを學問的に維持する）ことが成功した限りによく）との仲介者となつた」と。

〔クンヒルフ（一八一四—一八九四）〕

クンヒルフ^(一)は、商法の分野におけるの大きな、ローマ法の判斷標準の領域における大なる貢献した。既に一八五六年 „Die Obligation und die Singularsukzession des römischen und des heutigen Rechts“ など軸心の債務の対象と内容の別を論じ、また債務關係の個別承継の問題を論じた。また一八六九年には „Kursus des römischen Rechts“^(二)を著して、ローマ法を誰無に概説した。更に一八八六年 „Die Obligationen im römischen und heutigen Recht und das jus extraordinarium der römischen Kaiserzeit“^(三)を發表して、青年時代の研究を一層發展せしめた。

ハルベルト・クンヒルフはむしろローマ法の判斷標準の基盤の立場から、しかし何よりも彼の名を不朽ないしめたものば、一八五七年に著された名著 „Die Lehre von den Inhaberpapieren oder Obligationen au porteur, rechtsgeschichtlich, dogmatisch und mit Berücksichtigung der deutschen Partikulargesetze dargestellt“ である。彼の初期の著作が魅力的であるが荒削りであつて、後年の書物がいかがどうかの余り價値がないに拘らず、本書は著想も論述も兎事であり、意義深い傑作と評せねばならない。従来主として指図証券が学界において採りあびてゐたのであるが、無記名証券の研究は本書によつて劃期的に押し進むられた。その外本書は、実証主義的傾向と歴史的傾向、またゲルマン法學的方面とローマ法學的方面、更に商法と民法との兎事な融合を示したるものといふ。興味深く、商法学者としては、ハルベルト・クルムハルムの仲介的地位を占めるものと認めるにふさわしい。測量ザヴィエーは、その「債務法」(Obligationenrecht) 第

二卷において無記名証券の問題を詳細に論じたのであるが、クンツはこれに依拠して論を進める。彼はザヴィエーが提示した二つの学説、即ち債務が証券に化体されるという説と不特定の人との契約によつて債務が成立するという説の中、第一説を自信をもつて採つた。しかしその際彼は所謂創造説 (*Kreationstheorie*) を打ち樹て、これについて無数の技巧的説明を不要ならしめ、取引生活にとって必要不可欠な結果を躊躇なく確保したのであるが、これはまさに彼の絶大な功績といわねばならない。即ち彼によれば、手形債務は手形行為者の署名を要件とする單独行為によつて成立し、従つて一旦署名した以上、手形行為者の意思に反して手形が流通におかれた場合にも手形債務は発生し、行為者は責を負わねばならない。他方、手形債権者については、手形債権者として指定せられた者がその手形の占有を取得すれば、その善意惡意を問わず手形債権を取得する。この彼の理論は、一八五六年の著作 *Obligation u. S. w.* においてその基礎がおかれているが、多くの反対や批判に対して彼は自説を擁護し、ドイツ民法典における無記名証券の取扱いについてその理論を貫いた。

(一) ジャンス (Johannes Emil Kuntze) は一八二四年一一月二五日クリヤで生れた。彼は有名な哲學者フュヒナー (Gustav Theodor Fechner) の甥で、また一八三四年以来フュヒナーのところで教育された。一八四三年以後法律學を學び、一八四七年から一八五一年とかけて實務界で活動し、その後研究生活に移つた。即ち一八五一年商法及び手形法並びにローマ法の教師としてライプツィヒに就職し、一八五六六年員外教授、一八六九年正教授となり、一八九四年二月一一日他界するまではじめ確ひた。ケンシヒに隠しては、Degenkolb, im Sächsischen Archiv für bürgerliches Recht und Prozess, Bd. 4, Heft 5; Teichmann, in A. D. B., Bd. 51, S. 441ff. 参照。

(二) 二卷が成り、第一卷は教科書である、第二卷は第一卷の補説乃至餘論である。なお本書の第二版は一八七九—一八〇年に出た。

(三) なおその外、Der Gesamtakt. Ein neuer Rechtsbegriff, Leipzig 1892 がある。
(四) ZHR. & Archiv für das Wechselrecht und Handelsrecht に於て、本論に對する批判に答えたのであつた。

[8] ビーナー（一七八七—一八六一）

ビーナーもまた、クンツェと同様、トエールとゴールドシュミットとを結び付ける役割を演じたものと認める」とがであるであらう。しかしその役割はクンツェの場合とやや異つていたといわなければならない。即ちクンツェの場合には実証主義の基礎の上に歴史的方法を適用せんとするものであるが、ビーナーは歴史主義乃至歴史法学的立場から歴史的方法を問題とするからである。

ビーナーの研究分野は、ルノーの場合に似て、多方面に及んだ。彼は最初法史乃至ローマ法に研究対象を見出した。即ち、歴史法学乃至歴史学派が問題となる以前において、彼はユスティニアン時代の法をギリシャ・ローマ法との関聯において研究し、ローマ法史の研究に新紀元を開いた。一八〇七年の „*Historia authenticarum Codici r. p. et Institutionibus Justiniani insertarum*“ (改正勅法彙纂における本来のものの歴史とユスティニアンの挿入したものの原理について)は、その最初の収穫であつたが、続いて一八二一年 „*Grundriss der Literaturgeschichte*“ 一八二四年 „*Geschichte der Novellen Justinians*“ が著された。既に一八〇七年の著作は歴史学派の歓迎するところであつたが、後の二著においては歴史学派との結び付きは決定的なものとなつてゐる。殊に最後の書物は彼の主著の一つとして、たゆみなき研究とその成果とを遺憾なく示してゐる。本書において彼はユスティニアンの新勅法の成立とその西洋及び東洋における影響との眞の歴史を取扱つたが、これらは從来殆んど手をつけられていない分野であった。

他方彼は刑法の研究にも従事した。それは、彼がベルリン大学において刑法及び刑事訴訟法を講じていたことによるものであるが、彼は、学説史に基いて歴史的・解釈学的に取扱うことによってのみ刑法及び刑事訴訟法に確固たる基礎を与えることができると考え、先づ刑法及び刑事訴訟法に関する歴史的資料を集め、次いでそれを整理・統合し

て公刊せんとした。一八二七年の „Beiträgen zu der Geschichte des Inquisitionsprozesses und der Geschworenengerichte“ は、あれにその成果であった。その基本的な考え方乃至取扱方法において、ザヴィニー及びホルヴヒの影響を強く受けたが、⁽³⁾ その法史及び学説史に関する該博な知識は全くすばらしいものがある。問題の性質上、本書においてはローマ法學的地盤から教会法及びゲルマン法の研究への移行が見られ、特にフランス及びイギリスにおける法の發展が考察されるが、ともあれ彼はこの研究において、陪審制度の問題が判決方法にあるのではなくて、尋問手続 (Inquisition) の基礎を有する証拠方法にあることを正しく認識した。⁽⁴⁾ 陪審制度についてはその後も研究を続け、一八五一年から五五年にかけてイギリスの陪審制度に関する小さく三巻の書物を書いたが、本書においては陪審制度がノルマンディからイギリスに渡つたとを正当に認識し、一八二七年の書物においてイギリスからノルマンディに移つたとした反対の考えを改めている点が特に注目せられるのである。

陪審制度についての右の書物は、中世に関するビーナーの研究に基いて近代法を歴史的に説明せんとするものであり、その意味において彼がシザンチノ法の研究から近代法の研究に移つたことを示しているが、同じ傾向は手形法に関する論文集 „Wechselrechtliche Abhandlungen, 1859“ の中にも見られる。これによりて彼はまた優れた商法学者と認められるのであるが、この著作において彼は、従来ややむすれば歴史的研究の怠いれ勝ちであつた手形法の分野につき歴史的考察の必要なる所以を極力主張し、また手形法について生ずる個々の実際的問題の正しい解決について右の考察が有する意義を美事に実証した。ただ古いイタリアの学説を救済するために手形につき一種の売買説をとなえたのは、やや疑問に思われるところであり、彼の法解釈学者としての評価にとってむしろマイナスとなるであろう。

ともあれビーナーは、実証主義的傾向に支配せられる十九世紀中葉のドイツ商法學界において、歴史学派の一人としてよく歴史的方法を推進した。勿論、歴史的研究によつて得えられた成果の近代法に対する価値を過大評価し、新し

い近代法的理論構成を軽視する危険性がないわけでもなく、この点でゴーラードン・マッソットと異なるものがあるが、しかしその歴史的方法によつてはヘルベルト・ハーナーとの仲介者となり、実証的方法と歴史的方法とを結び付ける役割を演じた。⁽⁵⁾

(一) ハーナー (Friedrich August Biener) は一七八七年十一月五日にライプツィヒに生れ、そこの中等教育学校に學び、次いでライプツィヒ及びケッテンゲンで法律を勉強した。一八〇四年法學博士号を受け、またライプツィヒ大學の私講師となり、ベルリン大學の創設とともにザガーリーの推薦によりベルリン大學教授として招聘され、一八一〇—一一年の冬學期から講義を始めた。一八二九年樞密顧問官。一八三一年以來病氣のため休講を餘儀なくされ、一八三四年退職。その後ドレバゲンに住み、一八六一年五月一日そこで他界。

(二) なおハーナーのヨハンチン法の研究を補充するルドルフ・シエディアスマ *Schediasma litterarium de collectionibus canonum ecclesiae graecae*, 1827; *Beiträge zur Revision des justinianischen Codex*, 1833 がある。

(三) ハーナー及びゾーム＝ボルゲルムの影響による所、たゞ Biener, Über die historische Methode und ihre Anwendung auf das Kriminalrecht, im Neuen Archiv des Kriminalrechts, 1828, S. 476ff. u. 605ff. 参照。ゾーム＝ボルゲルム (M. A. v. Bethmann-Hollweg) は、一七九五年四月八日出生、ケッテンゲン及びベルリンで法律を學び、一八二〇年ベルリン大學員外教授、一八二四年同正教授、一八二九年ベルリン大學正教授。一八四二年教授を辭めてポン大学督學官兼臨時政府代理となる。一八四九年上院議員、一八五一年下院議員 (一八五五年モド)、一八五八年から六二年まで文部大臣。一八七七年七月一日他界。彼は大學におけるローマ法及び民事訴訟法を講じ、夙々 *Grundriss zu Vorlesungen über den allgemeinen Zivilprozess mit einer Vorrede über die wissenschaftliche Behandlung desselben*, 1821 を著し、歴史理論を民事訴訟法の分野に適用せんとしたのであつた。

(4) 試審制度については、ブルンナー (Brunner, Über die Entstehung des Schwurgerichts, 1872) によって根本的な決定的な解説が與えられたが、ブルンナーは本文に述べた試験官の功績を記したたゞ、彼自身から出發したのであつた。なおこの問題については、平場安治・試審裁判の歴史的意義・法學理論篇一三八・昭和一八年なる詳細な研究があつた。

(5) ハーナー Landsberg, Geschichte der deut. R. W. III 2 S. 639 や、「彼の著作は歴史學派の初期と後期との結び

十九世紀中葉におけるドイツ商法學界の趨勢

一一一

付きをある程度示す。この後期においては、民事法自體の領域でも歴史的精神が、實踐的に前進する近代法生活の要求に對する新鮮な感受性と結合して新しく形成され、また新しい力を得た後において、商法及び手形法にも歴史的見解や取扱が有効に移し植えられるはずであつた、』と說いてゐる。